

地方公務員法（抄）

（採用の方法）

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。）で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）によることを妨げない。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（抄）

（職員の任期を定めた採用）

第四条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二（略）

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（職員の任期を定めた採用）

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

（1） 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

（2）（略）

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抄）

（特別休暇）

第 15 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として市規則で定める場合における休暇とする。この場合において、市規則で定める特別休暇については、市規則でその期間を定める。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（抄）

（特別休暇）

第 25 条 条例第 15 条に規定する市規則で定める特別休暇は、別表第 2 による。

（略）

別表第 2（第 25 条関係）

理由	特に承認を与える期間
（略）	（略）
6 <u>8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</u>	<u>出産の日までの期間に申し出た日数</u>
7 <u>女性職員が出産した場合</u>	<u>出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</u>
（略）	（略）